

**独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の
保護者負担額の徴収に関する要綱**

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入する児童の保護者負担額の徴収に関する事項を定めるものとする。

(徴収金額)

第 2 条 児童一人当りの保護者負担額は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）第 17 条 4 項及び同法施行令第 7 条に基づき規定する。

2 保護者負担割合は共済掛金額 350 円の内、約 10 分の 6.9 とし、設置者と保護者の負担額は次のとおりとする。

(1) 保護者負担額は 240 円とする。

(2) 設置者負担額は 110 円とし、それに加えて免責特約 15 円とする。

(徴収免除)

第 3 条 センター法第 17 条 4 項但し書きに基づき、経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、保護者負担額を徴収しない。

(付 則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日より施行する。